

青梅市告示第 37 号

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 2 項の規定にもとづき、騒音に係る環境基準について(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に規定する地域の類型を当てはめる地域を、次の表のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、関係図面は、青梅市環境経済部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成 24 年 4 月 1 日

青梅市長 竹内俊夫

騒音にかかる環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	青梅市の区域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域および第二種中高層住居専用地域ならびにこれらに接する地先および水面
B	青梅市の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域および同号の規定による用途地域として定められていない地域ならびにこれらに接する地先および水面
C	青梅市の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域ならびにこれらに接する地先および水面

備考 青梅市の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域は、該当地域から除く。